

平成 28 年 3 月 10 日

高齢施策担当部介護保険課

地域密着型サービス等の基準条例の一部改正について

1 改正する条例

- (1) 練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例
- (2) 練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例

2 改正の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）および指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の改正により、指定認知症対応型通所介護および指定介護予防認知症対応型通所介護（以下これらを「認知デイ」という。）の事業者に対して「運営推進会議」の設置等が定められることとなり、平成28年4月1日から施行される。

区では、国の省令改正を踏まえ、地域密着型サービス等の事業に係る基準に関する条例について所要の改正を行う。

3 改正の内容

- (1) 認知デイの事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または地域包括支援センターの職員、認知デイについて知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、おおむね6月に1回以上、「運営推進会議」に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないことを規定する。
- (2) 認知デイの事業者は、「運営推進会議」への活動状況の報告および「運営推進会議」

からの評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないことを規定する。

- (3) 認知デイの事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して認知デイのサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても認知デイのサービスの提供を行うよう努めなければならないことを規定する。
- (4) 認知デイの事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録として、「運営推進会議」に係る報告、評価、要望、助言等を記録し、その完結の日から2年間保存しなければならないことを規定する。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の改正（第17項に「地域密着型通所介護」を追加）に伴い、条例で引用する同条の規定が項ずれするため、項番号を改める。
- (6) 地域との連携に関する規定の準用について、準用される規定を変更することに伴う規定の整備を行う。

4 施行期日

平成28年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

<参考> 認知デイの事業所一覧（平成28年2月1日現在）

	事業所名称	所在地	運営法人名称	定員
1	シルバーハートリハビリデイサービス練馬	練馬三丁目25番11号	有限会社シルバーハート	12
2	シルバーハート練馬デイサービスセンター	練馬四丁目24番15号 コーナス豊島園	有限会社シルバーハート	12
3	第2育秀苑デイサービスセンター	羽沢二丁目8番16号	社会福祉法人育秀会	24
4	デイサービスセンター和～やわらぎ～	豊玉北一丁目12番16号	株式会社L I V E L Y	10

	事業所名称	所在地	運営法人名称	定員
5	セントケア練馬中村デイサービスセンター	中村北一丁目5番9号 第2永崎ビル1階	セントケア東京株式会社	12
6	練馬区立高野台デイサービスセンター	高野台五丁目24番1号	社会福祉法人安心会	10
7	富士見台デイサービスセンター	富士見台一丁目22番4号	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	12
8	第二光陽苑	関町北五丁目7番22号	社会福祉法人泉陽会	10
9	大泉学園デイサービスセンター	大泉学園町二丁目20番21号	社会福祉法人福音会	12
10	やすらぎミラージュ こころ	大泉町四丁目24番7号	社会福祉法人章佑会	12
11	大泉デイサービスセンター	東大泉二丁目11番21号	社会福祉法人練馬区社会福祉事業団	12
12	光陽苑	西大泉五丁目21番2号	社会福祉法人泉陽会	10
13	いずみ通所介護事業部	田柄五丁目14番12号	特定非営利活動法人 いずみ	10
14	デイ・サービス太陽	春日町五丁目33番29号	有限会社共栄自動車	10
15	練馬高松園デイサービスセンター	高松二丁目9番3号	社会福祉法人東京福祉会	12
16	第3育秀苑デイサービスセンター レインボー	土支田一丁目31番5号	社会福祉法人育秀会	24
17	老人デイサービスセンター 土支田創生苑	土支田三丁目4番20号	社会福祉法人創生	10
定員合計				214

練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例新旧
対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第17条 } 省略</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第23項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>	<p>第1条 } 第17条 } 同左</p> <p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p> <p>第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)</p> <p>第19条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（<u>法第8条第24項</u>に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。</p>

第20条 }
第31条 } 省略

(管理者等の責務)

第32条 省略

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 省略

第33条 }
第55条 } 省略

(管理者等の責務)

第56条 省略

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 省略

第57条 }
第66条 } 省略

(利用定員等)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当

第20条 }
第31条 } 同左

(管理者等の責務)

第32条 同左

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 同左

第33条 }
第55条 } 同左

(管理者等の責務)

第56条 同左

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 同左

第57条 }
第66条 } 同左

(利用定員等)

第67条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当

たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第68条 }
第79条 } 省略

（地域との連携等）

第80条

たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）もしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）もしくは指定介護療養型医療施設の運営（第84条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第68条 }
第79条 } 同左

（地域との連携等）

第80条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとも

指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第80条の2 省略

(記録の整備)

第81条 省略

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 省略
(5) }

に、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第80条の2 同左

(記録の整備)

第81条 同左

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 同左
(5) }

(6) 第80条第2項に規定する報告、評価、

第82条 }
第88条 } 省略

(心身の状況等の把握)

第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第90条 }
第106条 } 省略

(地域との連携等)

第107条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回

要望、助言等の記録

第82条 }
第88条 } 同左

(心身の状況等の把握)

第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条および第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第90条 }
第106条 } 同左

第107条 削除

以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

第108条 省略

(記録の整備)

第109条 省略

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

第108条 同左

(記録の整備)

第109条 同左

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) }
(7) } 省略

(8) 第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条および第79条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第111条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭

- (1) }
(7) } 同左

(8) 次条において準用する第80条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条、第79条および第80条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第111条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭

的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第112条 }
第128条 } 省略

(記録の整備)

第129条 省略

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(6) } 省略

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、第74条、第79条、第101条、第104条、第106条および第107条第1項から第4項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第101条中「小規模多機能型居宅

的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第112条 }
第128条 } 同左

(記録の整備)

第129条 同左

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(6) } 同左

(7) 次条において準用する第80条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第130条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第38条まで、第40条、第42条、第43条、第74条、第79条、第80条第1項から第4項まで、第101条、第104条および第106条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第80条第1項中「認知

介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第131条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第20項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 省略

第132条 } 省略
第149条 }

（記録の整備）

第150条 省略

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、

症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第101条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第104条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第131条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 同左

第132条 } 同左
第149条 }

（記録の整備）

第150条 同左

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完

その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 省略
- (7) }

(8) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第78条、第79条、第101条および第107条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生

結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 同左
- (7) }

(8) 次条において準用する第80条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第151条 第14条、第15条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第78条、第79条、第80条第1項から第4項までおよび第101条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第152条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生

活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 省略

3 省略

第153条 } 省略
第177条 }

(記録の整備)

第178条 省略

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) } 省略
(6) }

(7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第74条、第78条および第107条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用

活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 同左

3 同左

第153条 } 同左
第177条 }

(記録の整備)

第178条 同左

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) } 同左
(6) }

(7) 次条において準用する第80条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第179条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第74条、第78条および第80条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用

者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第180条 }
第190条 } 省略
(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条までおよび第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中

者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第180条 }
第190条 } 同左
(準用)

第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第74条、第78条、第80条第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条までおよび第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第74条第2項中

「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第192条 }
第202条 } 省略

(記録の整備)

第203条 省略

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(9) } 省略

(10) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号および第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第192条 }
第202条 } 同左

(記録の整備)

第203条 同左

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(9) } 同左

(10) 次条において準用する第80条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条、第79条、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条および第102条から第108条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、ならびに第91条および第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

第205条 省略

第206条 省略

(準用)

第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、第43条、第74条、第76条、第79条、第80条、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条までおよび第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第74条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第80条第1項中「認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第91条および第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。

第205条 同左

第206条 同左

付 則 省略

付 則 同左

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

練馬区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 } 第9条 } 省略 (利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第19項</u>または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（<u>法第8条第24項</u>に規定</p>	<p>第1条 } 第9条 } 同左 (利用定員等)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（<u>法第8条第20項</u>または法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービスもしくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業または介護保険施設（<u>法第8条第25項</u>に規定</p>

する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第11条 }
第39条 } 省略

(地域との連携等)

第40条

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、

する介護保険施設をいう。)もしくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。)の運営(第45条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

第11条 }
第39条 } 同左

(地域との連携等)

第40条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、

地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 省略

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 省略
- (5) }

第42条 } 省略
第62条 }

(地域との連携等)

第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機

地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第41条 同左

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) } 同左
- (5) }

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第42条 } 同左
第62条 }

第63条 削除

能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多

機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

第64条 省略

(記録の整備)

第65条 省略

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(7) } 省略

(8) 第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）および第39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条第3項および第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

第64条 同左

(記録の整備)

第65条 同左

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(7) } 同左

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条および第40条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条第3項および第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」

第67条 }
第85条 } 省略

(記録の整備)

第86条 省略

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関するつぎの各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(6) } 省略

(7) 次条において準用する第63条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第57条、第60条、第62条および第63条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条中「指定介護予防小規模多機能型

とあるのは「通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第67条 }
第85条 } 省略

(記録の整備)

第86条 同左

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) }
(6) } 同左

(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条第1項から第4項まで、第57条、第60条および第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知

居宅介護事業者」とあるのは「指定介護
予防認知症対応型共同生活介護事業者」
と、第63条第1項中「介護予防小規模多
機能型居宅介護について知見を有する
者」とあるのは「介護予防認知症対応型
共同生活介護について知見を有する者」
と、「通いサービスおよび宿泊サービス
の提供回数等の活動状況」とあるのは「活
動状況」と読み替えるものとする。

第88条

第93条

} 省略

付 則 省略

症対応型共同生活介護について知見を有
する者」と、「6月」とあるのは「2月」
と第57条中「介護予防小規模多機能型居
宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」
と、第60条中「指定介護予防小規模多機
能型居宅介護事業者」とあるのは「指定
介護予防認知症対応型共同生活介護事業
者」と読み替えるものとする。

第88条

第93条

} 同左

付 則 同左

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行
する。